

仕 様 書

厨房用油分離槽清掃役務	仕様書番号	EYB-Z100003E
	承認	令和 4年 6月 16日
	作成	平成20年 10月 14日
	変更	令和 4年 7月 11日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処総務部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地で実施する厨房用油分離槽の清掃役務に関して規定する。

1.2 場所

- 1.2.1 東京都世田谷区上用賀1-20-1 陸上自衛隊用賀駐屯地
- 1.2.2 駐屯地配置図 別紙第1
- 1.2.3 油分離槽図面 別紙第2

2 役務に関する要求

2.1 一般共通事項

- 2.1.1 厨房用油分離槽及び厨房用油分離槽配水管清掃役務に関して、必要な事項を規定する。
- 2.1.2 厨房用油分離槽及び厨房用油分離槽配水管清掃役務の実施は、年3回とし時期の詳細は官側との調整による。
- 2.1.3 契約業者は、あらゆる形式の厨房用油分離槽及び厨房用油分離槽配水管清掃について十分な経験と技術を有し、且つ役務を完全に遂行する能力を完備するものでなければならない。
- 2.1.4 契約業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による有資格者とし、清掃に必要な関係官公署その他に対する、諸手続き及び関係法令・規則条例等を遵守し、その運用適用は契約業者の負担と責任において行うこと。
- 2.1.5 本仕様書に規定した以外の事象・明記のないものまたは、不明事項のある場合は、官側と調整しその指示による。

2.2 清掃

- 2.2.1 油分離槽の汚泥の汲み取り、内部壁及び底部に付着したものを洗浄して、完全に汲み取りをする。汲み取り予定数量は、500L前後を基準とする。
- 2.2.2 厨房用油分離槽配水管内部に付着した汚泥を「高圧洗浄機」を使用して除去する。業務の実施に必要な施設の水道等の使用に係る費用は契約業者の負担とする。
- 2.2.3 汲み取った汚泥は、契約者において法令に従い責任を持って合法的に処理し、官側に産業廃棄物管理票を提出するものとする。
- 2.2.4 清掃中の全ての安全管理については、契約業者が責任を持って行うものとする。

3 その他の指示

- 3.1 清掃中、施設等を破損又は損傷した場合は、契約業者側により現状に復旧すること。
- 3.2 清掃中、危険物の流出等、環境保全上の保護等を確実にを行い、もし駐屯地及び周辺地域に被害を与えた場合は、契約業者の責任において処理すること。
- 3.3 役務写真は、清掃前・中・後を撮影し、各一部整理のうえ提出すること。
- 3.4 役務完了は、産業廃棄物管理票E票の確認により完了したものとみなす。